

# 第5次たかまつ男女共同参画プラン（仮称） 骨子案

令和3年5月17日  
男女共同参画・協働推進課

# 1. 計画策定の背景等 ①

## (1) 社会的背景

### 1 少子高齢化、人口減少の本格化

- 地域社会の担い手の確保や、多様な視点により経済社会の持続可能性向上につなげる取組が必要

### 2 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革

- 人生100年時代を見据え、すべての人々が、それぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるようになる取組が必要
- 生涯にわたる健康の実現、学び続け活躍し続けられる環境整備、仕事と家庭生活の両立ができる環境整備、固定的な役割分担意識や性差に関する偏見の解消への取組が必要

### 3 法律・制度の整備と女性の参画拡大

- 女性活躍を推進するための法律・制度が相当程度整備され、女性活躍の裾野が拡大する素地が整ってきている。
- 諸外国に比べ政治分野や経済分野でのジェンダー平等は進んでおらず、人口減少社会や人生100年時代の到来に向け、男女共同参画社会の実現に向けた一層の取組が必要

### 4 新型コロナウイルス感染症拡大の影響と「新たな日常」への対応

- DV、性暴力の増加・深刻化、経済的困窮、子育て・介護等の負担増加→特に女性への影響が深刻
- オンラインの活用が急拡大→男女共に新しい働き方の可能性
- 「新たな日常」の実現に向けた取組が必要

### 5 女性に対する暴力をめぐる現状

- ICTの進化やSNS等のコミュニケーションツールの広がりによって暴力が一層多様化
- コロナ禍によるDV・性暴力の相談件数の増加

### 6 SDGsの達成に向けた世界的な潮流

- 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映し、官民などすべてが連携して一層の取組を推進

## (2) 国の動向

- ・平成27年8月 女性の職業生活における活躍を迅速にかつ重点的に推進するための「**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律**」が制定。（令和元年6月には一部改正）
- ・平成27年12月 **第4次男女共同参画基本計画閣議決定**
- ・平成30年5月 政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とした「**政治分野における男女共同参画の推進に関する法律**」が制定
- ・平成30年6月 **働き方改革関連法**が成立。個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための「働き方改革」を推進。平成31年4月から順次施行
- ・令和2年12月 **第5次男女共同参画基本計画閣議決定**  
目指すべき社会として次の4つを掲示し、その実現を通して男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとともに、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指し、令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めたもの

### ～目指すべき社会～

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

## 2. 第4次たかまつ男女共同参画プラン取組状況及び課題 ①

### 第4次たかまつ男女共同参画プランの数値目標達成状況（令和元年度）

基本目標	実績把握 項目数	達成状況：項目数（割合）			
		A	B	C	D
I 男女が互いに理解し合う社会づくり	7	3 (42.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (57.1%)
II 男女が共に活躍する社会づくり	35	12 (34.3%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)	21 (60.0%)
III 男女が共に安心できる社会づくり	7	2 (28.6%)	0 (0.0%)	1 (14.2%)	4 (57.1%)
合計	<b>49</b>	<b>17 (34.7%)</b>	<b>1 (2.0%)</b>	<b>2 (4.1%)</b>	<b>29 (59.2%)</b>

【達成率算出方法】

(当該年度実績値 - 平成26年度基準値)

÷ 5 (計画年度) × 4 (経過年数)

【評価基準】

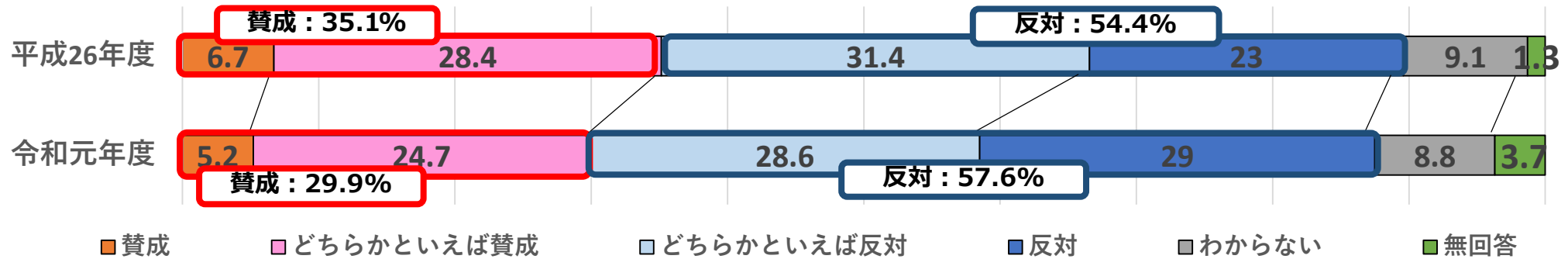
A：達成率86%以上 B：達成率71%以上86%未満 C：達成率56%以上71%未満 D：達成率56%未満

## 2. 第4次たかまつ男女共同参画プラン取組状況及び課題 ②

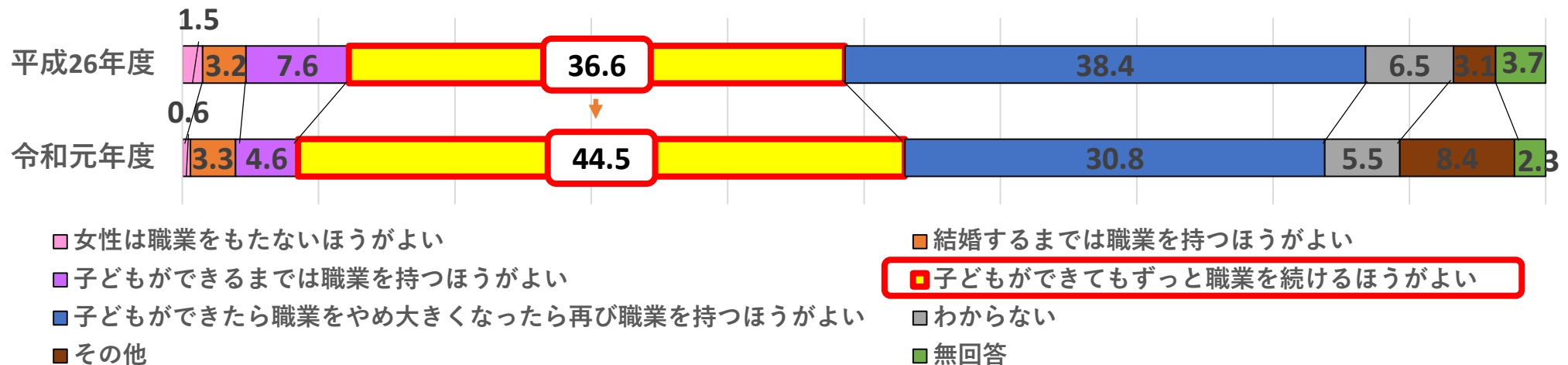
### 男女共同参画に関する意識調査（令和元年度）

- 調査対象：18歳以上の市民 2,400人(無作為抽出)
- 回収率：41.4%

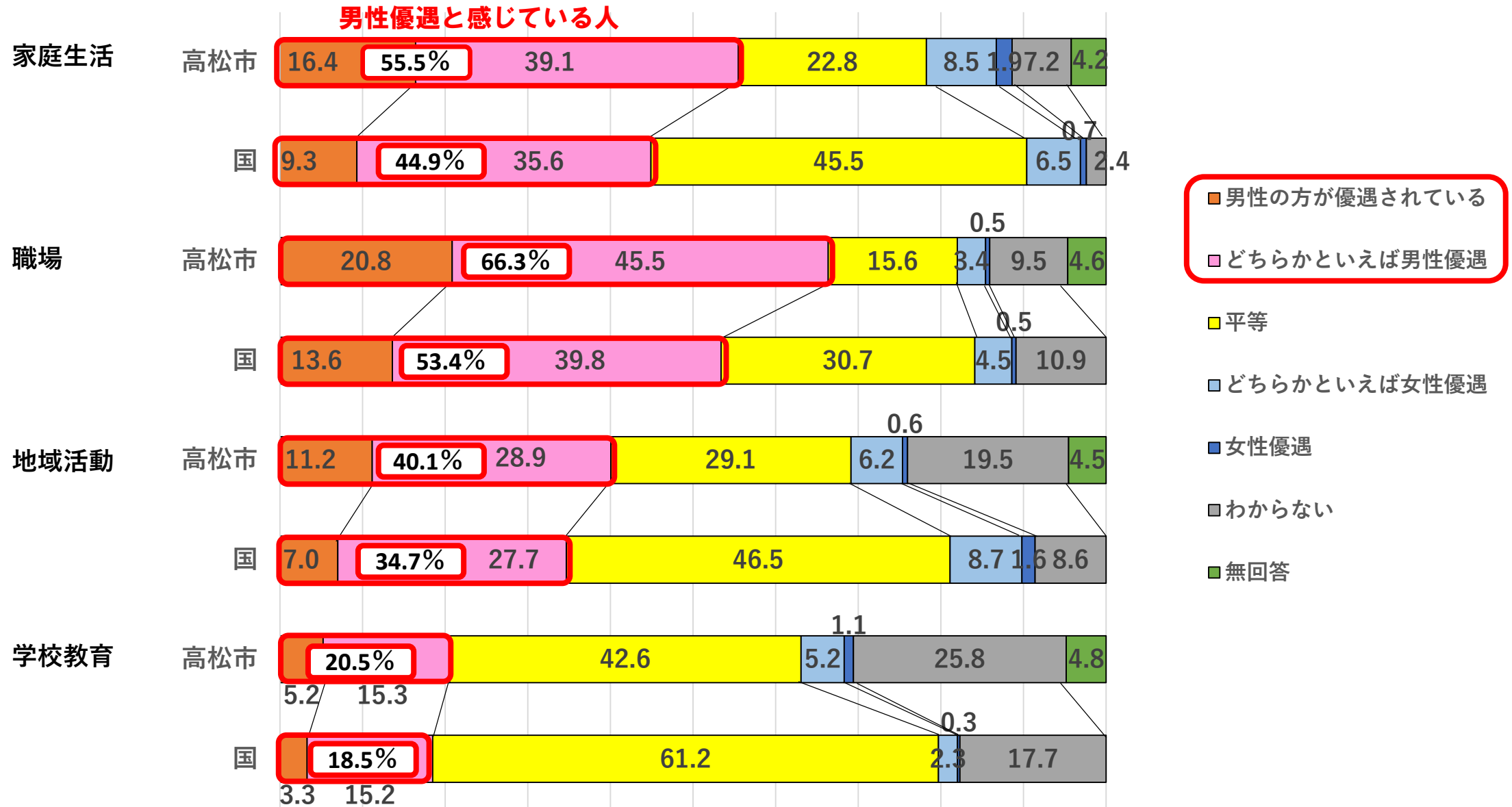
#### ● 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



#### ● 女性が職業を持つことについて



●男女の地位の平等感について



※国 令和元年9月 男女共同参画社会に関する世論調査より

### 今後の課題

●男女共同参画に関する意識調査の結果では、本市における「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識については、徐々に解消に向かっている。また、女性が継続的に職業を持つことについても、肯定的に考える人が増加。

しかしながら、家庭生活、職場、地域活動の場、学校教育の場において、男性が優遇されていると考えている人の割合は、全国調査より高く、より一層の意識改革、女性活躍の促進への取組が必要。

●審議会等委員への女性の登用推進や、地域活動、防災分野等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画等、第4次プランの数値目標達成には至っておらず、更なる取組が必要。

### 3. 策定におけるポイント

第5次プランは、第4次プランで取り組んできた、男女共同参画社会の実現のための意識づくりや環境づくりの方向性を継承しつつ、様々な社会的状況や、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次かがわ男女共同参画プラン」を勘案し、以下の点に配慮して計画を策定する

#### 1 あらゆる分野における男女共同参画の視点の確保

持続可能で活力ある社会の実現を目指し、世界共通の目標となっているSDGsの達成に向けて、多様性を認め合う意識づくりをはじめ、あらゆる分野において男女共同参画の視点を持ち、取り組む必要がある。

#### 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

国も優先課題として取組を推進しており、男女共同参画の実現のためには、政策・方針決定過程への女性の参画が不可欠である。第4次プランにおいても、目標達成には至っておらず、引き続き取り組む必要がある。

#### 3 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

女性活躍推進法に基づく取組など女性の能力発揮を促進するための取組が重要であるとともに、すべての人が、その能力を十分に発揮できるよう、多様で柔軟な働き方等を通じたワーク・ライフ・バランスがますます重要となる。



## 4. 計画策定の趣旨等について

### ○計画策定の趣旨・根拠

平成28年2月に策定した「第4次たかまつ男女共同参画プラン」の計画期間が令和3年度で終了することに伴い、これまでの取組結果や社会情勢の変化などを踏まえ、第5次たかまつ男女共同参画プラン（仮称）を策定する。

### ○計画の位置付け

- ①男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画
- ②第6次高松市総合計画の部門別計画
- ③配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく市町村基本計画
- ④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく市町村推進計画

### ○計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

## 5-1. 計画の基本的な考え方

基本理念

だれもがいきいきと自分らしく生きる  
男女共同参画社会の実現

基本目標

### I 男女が互いに理解し合う社会づくり

人権尊重、男女共同参画意識、  
教育・学習の充実、  
国際交流

### II 男女が共に活躍する社会づくり

女性活躍、WLB、  
育児・介護支援、  
地域活動

### III 男女が共に安心できる社会づくり

暴力の根絶、女性視点の防災、  
安心な暮らし、健康づくり

## 5-2. 計画の基本的な考え方

### 第5次プランの全体構成

<p>第1章 計画策定に当たって</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画策定の趣旨</li> <li>2. 計画の位置付け</li> <li>3. 計画の期間</li> <li>4. 計画策定の背景等</li> </ol>
<p>第2章 計画の基本的な考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画の基本的な考え方</li> <li>2. 計画の基本目標</li> <li>3. 計画の施策体系</li> </ol>
<p>第3章 計画の内容</p>	<p><b>基本目標Ⅰ男女が互いに理解し合う社会づくり</b></p>
	<p>主要プラン1            男女共同参画社会の実現に向けた意識改革</p>
	<p>主要プラン2            多様な選択を可能にする教育・学習の充実</p>
	<p>主要プラン3            国際的視点に立った男女共同参画の推進</p>
	<p><b>基本目標Ⅱ男女が共に活躍する社会づくり</b></p>
	<p>主要プラン4            政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p>
	<p>主要プラン5            働く場における女性の活躍推進</p>
	<p>主要プラン6            ワーク・ライフ・バランスの推進</p>
	<p>主要プラン7            地域における男女共同参画の推進</p>
	<p><b>基本目標Ⅲ男女が共に安心できる社会づくり</b></p>
	<p>主要プラン8            女性に対するあらゆる暴力の根絶</p>
<p>主要プラン9            男女共同参画の視点に立った防災体制の確立</p>	
<p>主要プラン10           貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり</p>	
<p>主要プラン11           生涯を通じた健康づくり</p>	
<p>指標及び数値目標</p>	
<p>第4章 計画の推進</p>	

## 5-3. 計画の基本的な考え方（第4次と第5次プランの比較 - ①）

【現行】第4次たかまつ男女共同参画プラン		
基本目標	主要プラン	施策の方向性
①男女が互いに理解しあう社会づくり	1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	1 人権尊重の意識づくり
		2 男女共同参画の意識づくり
		3 メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進
	2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	1 男女平等を推進する教育・学習の充実
		2 多様な選択を可能にするキャリア教育等の推進
		3 次代を担う理工系女性人材の育成
	3 国際的視点に立った男女共同参画の推進	1 国際交流・協力における男女共同参画の推進



【次期】第5次たかまつ男女共同参画プラン(案)		
基本目標	主要プラン	施策の方向性
①男女が互いに理解しあう社会づくり	1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	1 人権尊重の意識づくり
		2 男女共同参画の意識づくり
		3 <u>メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進</u>
	2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	1 <u>男女共同参画を推進する教育・学習の充実</u>
		2 多様な選択を可能にするキャリア教育等の推進
		3 次代を担う理工系女性人材の育成
	3 国際的視点に立った男女共同参画の推進	1 国際交流・協力における男女共同参画の推進

## 5-3. 計画の基本的な考え方（第4次と第5次プランの比較 - ②）

【現行】第4次たかまつ男女共同参画プラン			【次期】第5次たかまつ男女共同参画プラン(案)		
基本目標	主要プラン	施策の方向性	基本目標	主要プラン	施策の方向性
②男女が共に活躍する社会づくり	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1 行政分野における女性の参画拡大	②男女が共に活躍する社会づくり	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1 <u>あらゆる分野への女性の参画の推進</u>
		2 経済分野における女性の参画拡大			2 <u>人材の養成</u>
		3 農業・水産業等における女性の参画拡大			
	5 男性中心型の働き方改革と女性の活躍推進	1 企業等における女性活躍の取組の促進		5 <u>働く場における女性の活躍推進</u>	1 <u>企業等における女性の活躍推進</u>
		2 女性に対する就労支援の充実			2 女性に対する就労支援の充実
		3 男性の家庭生活への参画の促進			3 <u>市役所における女性の活躍推進</u>
		4 仕事と家庭の両立のための環境整備			
		5 市役所における女性活躍の推進			
	6 雇用等における均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの推進	1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保		6 <u>ワーク・ライフ・バランスの推進</u>	1 <u>ワーク・ライフ・バランスの普及啓発</u>
		2 多様な生き方、働き方を可能にするための支援			2 <u>多様な生き方、働き方の推進</u>
		3 ワーク・ライフ・バランスの推進			3 <u>多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備</u>
		4 多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備			
	7 地域における男女共同参画の推進	1 地域活動における男女共同参画の推進		7 地域における男女共同参画の推進	1 地域活動における男女共同参画の推進

## 5-3. 計画の基本的な考え方（第4次と第5次プランの比較 - ③）

【現行】第4次たかまつ男女共同参画プラン		
基本目標	主要プラン	施策の方向性
③男女が共に安心できる社会づくり	8 女性に対するあらゆる暴力の根絶	1 いかなる暴力も容認しない社会風土の醸成
		2 相談しやすい体制づくりによる被害の早期発見及び潜在化防止
		3 被害者等の保護及び自立支援
		4 加害者への適切な対応と多様化する暴力に対する的確な対応
		5 関係機関との連携
	9 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	1 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立
	10 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり	1 高齢者・障がい者等が家庭や地域で安心して暮らせる環境づくり
		2 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援
	11 生涯を通じた男女の健康づくり	1 ライフステージに応じた健康支援
		2 妊娠・出産期における健康支援



【次期】第5次たかまつ男女共同参画プラン(案)		
基本目標	主要プラン	施策の方向性
③男女が共に安心できる社会づくり	8 女性に対するあらゆる暴力の根絶	1 いかなる暴力も容認しない社会風土の醸成
		2 相談しやすい体制づくりによる被害の早期発見及び潜在化防止
		3 被害者等の保護及び自立支援
		4 <b>多様化する暴力に対する的確な対応</b>
		5 関係機関との連携
	9 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	1 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立
	10 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり	1 高齢者・障がい者等が家庭や地域で安心して暮らせる環境づくり
		2 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援
	11 <b>生涯を通じた健康づくり</b>	1 ライフステージに応じた健康支援
		2 妊娠・出産期における健康支援

## 6. 第5次たかまつ男女共同参画プラン策定に向けたスケジュール

	令和2年度	令和3年度												
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
国・県														
男女共同参画プラン策定														
男女共同参画推進本部会														
男女共同参画推進懇談会														

●県 計画策定（年度半ば予定）

骨子案 → 素案 → 原案 → ▽プラン策定

関係課事業見直しシート作成依頼

パブコメ

冊子、概要版作成委託

▽議会・調査会

▽第1回幹事会  
▽第1回本部会  
▽政策会議

▽第2回幹事会  
▽第2回本部会  
▽政策会議

▽第1回懇談会

▽第2回懇談会